

2025年10月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口への相談事例

(国際医療搬送と帰国支援における病院の対応方針について)

相談内容：

- 入院中の在留外国人患者の医療搬送について、個人で手配可能な国際医療搬送に対応している民間サービスの紹介を依頼したい。患者は海外旅行保険未加入であり、病院側でサポートを希望している。
- 患者のご家族が、ビザの期限が迫っていることを理由に、医療者不在の通常のフライトによる帰国を強く希望している。病院側は医療者の付添を推奨し医療搬送サービスを紹介したが、家族は費用を理由に医療搬送を拒否した。このような状況下で、病院として、航空会社に提出する診療情報提供書にどのように記載すべきか、また病院の責任範囲やとるべき対応について助言を求めている。

対応内容：

当窓口から以下を案内した。

1. 国際医療搬送に対応している業者について

(国内の個人で手配が可能と考えられる業者を複数案内)

これらは当事務局が特段推奨するものではないため、利用者が搬送を依頼する際は、詳細を確認の上、慎重に検討する必要がある。

<参考>

搬送時の患者の状態によって費用が大きく変動するため、搬送業者に見積もりを依頼する際には、以下の点について主治医と事前に確認することを推奨する。

- * 車椅子や通常の座位で商用機に搭乗可能か
- * ストレッチャーでの商用機利用は可能か
- * 医療ユニット（必要な医療機器の種類を含む）が必要な状態か
- * 医師や看護師の同伴は必要か

2. 診療情報提供書記載のリスクと専門家の見解

- 貴院が「医療者の付き添いが必要」と判断し、正直に記載した場合、航空会社は安全上の理由から搭乗を許可しない可能性が極めて高い。
- 仮に付き添いが不要であると記載し搭乗を許可された場合、機内での容態悪化時には、診断書を作成した病院側が責任を問われるリスクがある。
- 上記のリスクから、医療者が必要な状態で、家族のみが付き添うフライトに対して搭乗を許可する内容の書類を作成することは推奨できない。

3. 今後の対応に関する提案（在留資格延長の推奨）

- 最も現実的かつ安全な選択肢として、「治療を目的とした在留資格の延長」をご家族に提案する。
- 治療によって状態が安定し、安全に帰国できる見込みが立った後での帰国が、人道的観点および最終的なコスト面から最善である可能性が高い。
- 貴院が治療の必要性を記した意見書を作成すれば、出入国在留管理局が在留資格の延長を認めない可能性は低いと考えられる。

- 書類の書き方への直接的な回答とは異なるが、患者の安全と貴院のリスク管理の観点から、在留資格を延長し治療を継続する選択肢をご家族に提案するとよい。

以上

【本件に関する照会先】

大阪府ワンストップ相談窓口運営事務局

受託事業者：メディフォン株式会社（担当：小川、海野、吉川）

E-mail：onestop.soudan.osaka@mediphone.jp

TEL：050-3187-8648（こちらの番号は平日9:00-17:00のみ対応）